

令和6年度大阪市保育施設等設置・運営法人  
 (入所枠：北区・中央区30人以上) (入所枠：北区・中央区以外50人以上)  
 募集要項の変更箇所一覧

No.	該当箇所		変更後	変更前
	項	項目		
1	4	3 保育施設整備促進のための主な取り組み	<p>○建設業における働き方改革等に対応した工期確保策                      開設期限については原則令和7年4月1日としていますが、<u>自主財源による施設整備を行う開設</u>で工期の関係等で間に合わない場合については、最大令和8年4月1日まで開設日を延ばすことが可能です。</p>	<p>○建設業における働き方改革等に対応した工期確保策                      開設期限については原則令和7年4月1日としていますが、工期の関係等で間に合わない場合については、最大令和8年4月1日まで開設日を延ばすことが可能です。</p>

2	5	4 募集区（地域）、応募条件、定員等	<p>(1) 応募にかかる条件</p> <p>原則、令和7年3月末までに整備を完了し、認可及び確認を受けて、「令和7年4月1日」までに運営を開始してください。ただし、<u>自主財源による施設整備を行う開設で工期の関係等により令和7年4月1日開設が困難な場合は、最大で開設時期を令和8年4月1日まで延ばすことが可能です。</u></p> <p>※整備状況に応じて大阪市との協議により早期開設が可能です。</p>	<p>(1) 応募にかかる条件</p> <p>原則、令和7年3月末までに整備を完了し、認可及び確認を受けて、「令和7年4月1日」までに運営を開始してください。ただし、工期の関係等により令和7年4月1日開設が困難な場合は、最大で開設時期を令和8年4月1日まで延ばすことが可能です。</p> <p>※整備状況に応じて大阪市との協議により早期開設が可能です。</p> <p>※<u>施設改修にかかる補助金については、年度（3月末日）をまたぐ工事は対象になりません。そのため補助金を使用する場合、令和6年度中に工事着手し、令和7年3月末までに完成（令和7年4月1日までに開設）するか、令和7年度中に工事着手し、令和8年3月末までに完成（令和8年4月1日までに開設）してください。</u></p>
3	19	7 認可保育所等の整備にかかる補助金 (2) 施設改修にかかる補助金 オ その他 12行目	削除	<p><u>施設改修にかかる補助金については、年度（3月末日）をまたぐ工事は対象になりません。そのため本補助金を使用する場合、令和6年度中に工事着手し、令和7年3月末までに完成（令和7年4月1日までに開設）するか、令和7年度中に工事着手し、令和8年3月末までに完成（令和8年4月1日までに開設）してください。</u></p>

4	29	11 保育施設等設置・運営予定者の選定 (2) 審査会及び選定方法について	削除	オ 北区・中央区以外の区で、上記ウにより順位付けが必要な場合は、基準とする定員より応募定員が少ない場合に、次の区分により減点します。 表
5	29	11 保育施設等設置・運営予定者の選定 (2) 審査会及び選定方法について	オ 採点の結果、同点の場合、次により優先度の高い法人を選定予定者とします。	カ 採点の結果、同点の場合、次により優先度の高い法人を選定予定者とします。